

みんなで決めよう！

**女川原発再稼働
YES or NO**

発行：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）

〒980-0804 仙台市青葉区大町 2丁目 5-10 御譜代町ビル 306号室

連絡先：☎ 080-1673-8391（多々良）

メール：kenmingakimeru@gmail.com

HP：http://minnadekimeru.jp/

Twitter：みんなで決める会 (@minnade_kimeru)

Facebook：https://www.facebook.com/女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

みんなで決める会ニュース 第3号 2018.9.30 発行

約 300 人大結集！ キックオフ集会

9月23日（日）お彼岸にも関わらず、約300人がキックオフ集会に集い、会からの報告・提案の後、活発な質疑応答、意見交換が行われました。会場の熱気が高まる中、法定署名数の達成へ向けて「ガンバロー！」を三唱しました。集会の後は、一番町フォーラス前と中央通り平和ビル前で、街頭宣伝活動も行われました。

集会の中で、下記のとおり、現在の運動の到達点の報告がありました。

署名集め協力者（受任者）事前登録 **約7000人**

説明会の回数 **約90カ所** 県内各地を回りました。

署名期間は、10月2日～12月2日までの2か月間。県内有権者の50分の1（約4万筆）以上を集めます。署名集め協力者（受任者）は署名期間中にもなれます。詳細は ホームページ <http://minnadekimeru.jp/> をご覧ください。受任者登録フォームからも登録できます！

各地域・各団体の取りまとめ役の皆様。署名用紙は、10月2日から1週間以内にお手元に届くように準備中です。お問合わせは、みんなで決める会事務局までお願いします（固定電話を開設しました）。

お問い合わせ先：

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会
（略称：みんなで決める会）

〒980-0804

仙台市青葉区大町 2丁目 5-10 御譜代町ビル 306号室

☎：022-724-7627 fax: 022-724-7629

mail: kenmingakimeru@gmail.com

<http://minnadekimeru.jp/> Facebook、Twitter もや

っています。「みんなで決める会」で検索してください。

署名集め来月開始

女川再稼働住民投票実現へ集会

仙台

東北電力女川原発2号機（女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例制定を目指す「県民投票を実現する会」（仙台市）は23日、仙台市青葉区でキックオフ集会を開いた。10月から2か月間、制定を求める直接請求に必要な県内有権者の50分の1（約4万人）以上の署名を集める。約3000人が参加。原子力規制委員会の新規制基準適合性審査が年明けに最終盤を迎える女川2号機に絞って再稼働の是非を問うことや、署名集めを行う受任者が約7000人組織されたことが報告された。署名を集める期間は10月



2日～12月2日、任期満了に伴う町長選がある丸森町内では、11月14日から町

住民投票条例の制定に向け、県内各地から協力者が集まった集会

長選が終わるまで一時中断される。

多々良哲代表は、再稼働に必要な地元同意が立地自治体に限られているのを踏まえ「知事や県議に任せるのではなく、県民一人一人が当事者だ」と強調。「署名は約4万人の2、3倍を集め、条例案を審議する県議会に大きな民意を示した

河北新報に続々掲載。
TVなどメディアも
放映。お見逃しなく♪

女川原発再稼働問う住民投票 直接請求手続き開始

市民団体、県に申請

東北電力女川原発2号機（女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例制定を目指す仙台市の市民団体「県民投票を実現する会」（多々良哲代表）は25日、地方自治法に基づき、条例制定の直接請求手続きに必要な請求代表者証明書の交付を県に申請した。多々良代表ら4人が県庁を訪れ、県市町村課の伊藤正弘課長に交付申請書と条例制定請求書、条例案を提出した。多々良代表は「女川原発の再稼働は県民の命と暮らし、子どもたちの未来に関わる。県民一人一人が当事者として判断すべき問題だ」と請求の趣旨を説明した。県は請求代表者が県内の

*** 住民直接請求署名の協力者(受任者)をできるだけ多く集めるために***

あなたの地域、あなたの所属されているグループや団体での説明会・学習会を開催してください。

「みんなで決める会」スタッフがご説明に伺います。 ※少人数でもOK。時間は1~2時間で大丈夫です。

※当会スタッフへの謝礼・交通費等は不要。(できれば、活動へのカンパを集めていただけるとありがたいです。)

※署名期間中の10月~11月も開催のお申し込みを受け付けています。

※お申し込みは、お名前・開催日時・会場・参加予定人数・ご連絡先を、みんなで決める会事務局へご連絡下さい。

女川原発再稼働の県民投票実現のためのQ & Aです

<http://minnadekimeru.jp/onegai/> もご参照ください

Q1 「受任者」とはなんですか？

- 1.署名を集めて頂く協力者のことです。地方自治法に基づく署名のため、署名を集めて頂く協力者のことを、法律上の用語で「受任者」と言います。地方自治法では、「署名を集めることができるのは、条例制定の請求代表者か請求代表者が署名収集を委任して承諾して頂いた受任者だけ」と堅苦しい用語を用いて定められているからです。
- 2.ですから、皆さんに「ご家族から署名を集めてほしい」とお願いする場合でも、法律用語の「受任者」の説明が必要になるだけです。決して堅苦しい役割をお願いするわけではありません。ご家族から署名を集めて頂く上で、どなたかお一人に署名を集める協力者＝「受任者」を、お引き受け頂きたいのです。

Q2 「原発反対」の署名運動ですか？

- 1.違います。私たちは、女川原発の再稼働を「県民投票」で決定出来るようにするため、県民投票条例の制定を求める署名をお願いしているのです。決して、原発反対の署名をお願いしているものではありません。
- 2.「県民投票」は、女川原発の稼働に関して、「賛成」「反対」に関わらず、宮城県内にお住まいの全ての有権者が、各人の考えで投票し、その是非を決定する制度です。

Q3 実家や独立した子どもたちは？

- 1.この署名は、受任者と同じ市区町村(仙台市は区)にお住まいの方が対象となります。同じ市区町村にお住まいであれば、署名して頂いても結構です。
- 2.しかし、他の市区町村(仙台市は区)にお住まいの場合は、別途その方に「受任者」をお引き受け頂くか、事務局が対応致しますので、その旨を事務局か紹介者までお知らせ願います。

Q4 署名用紙はいつ頃届くの？

- 1.宮城県が署名開始を認める10月2日以降に、委任状を添付した署名用紙を、紹介者がお届けします(郵送でお届けする場合があります)。
- 2.署名集めの「手引き」を同封しますので、確認の上、ご家族やご近所、お友達から署名を頂いて下さい。署名完了後は、紹介者に連絡を頂ければ回収にお伺いします(あるいは、みんなで決める会事務局まで郵送してください。)

カンパのご協力
をお願いします

署名運動を全県で展開するためには案内や資料などの印刷代、郵送費など多くの費用がかかります。皆さまからのカンパによって、これらをまかなってまいります。ぜひご協力をお願いします。
郵便振替口座 名義：みんなで決める会 口座番号：02250-4-142653